

鹿児島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める  
「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

令和2年6月9日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き縄漁業、一本釣り漁業等により、主に秋から冬にかけて本県沿岸海域や奄美海域等で漁獲される。
- 2 今般、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、採捕抑制措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産技術開発センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について鹿児島県の知事管理量に関する事項

小型魚（30キログラム未満）	15.1トン	うち0.5トンを留保する。
大型魚（30キログラム以上）	10.4トン	うち0.6トンを留保する。

- ※1 指定漁業等及び他都道府県間との配分量の融通について関係者間の協議が整った場合は、農林水産大臣へ報告するとともに、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理量は当該融通を反映した量とする。
- ※2 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。
- ※3 留保の利用について関係団体との調整が整った場合は、留保を配分するものとする。

※4 ※1～3の結果，知事管理量に変更が生じた場合は，海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

### 第3 くろまぐろの知事管理量について，採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

#### 1 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	7.3トン	4.2トン
定置漁業の割当量	7.3トン	5.6トン

※ 漁船漁業等とは，定置漁業以外の漁業をいう。

定置漁業とは，定置漁業及び小型定置網漁業をいう。

#### 2 採捕の期間別の数量

採捕の期間別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類及び期間	小型魚の割当量	大型魚の割当量
漁船漁業等の割当量	7.3トン	4.2トン
前期	0.9トン	4.2トン
後期	6.4トン	0.0トン

採捕の種類及び期間	小型魚の割当量	大型魚の割当量
定置漁業の割当量	7.3トン	5.6トン
前期	1.3トン	1.8トン
後期	6.0トン	3.8トン

※1 前期は令和2年4月1日～9月30日まで，後期は令和2年10月1日～令和3年3月31日までとする。

(1) 前期終了後に，当該割当量に残余があることが明らかになった場合は，残余の数量を速やかに確定させ，後期の割当量に当該残余を加えたものを新たな割当量とする。また，前期に割当量を超えた採捕があった場合には，後期の割当量から超過分を減じたものを新たな割当量とする。

割当量に変更が生じた場合は，海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

(2) 管理期間中に，国からの追加配分等により本県の知事管理量が増加した場合は，上表における採捕の種類別又は期間別割当量の算出方法に準じて当該増加量を配分し，各割当量に加算する。

割当量に変更が生じた場合は，海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

#### 3 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

#### 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

##### 1 報告体制について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
漁船漁業等	1隻/日当たり30キログラムを超える量の採捕
定置漁業	1か統/日当たり30キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の報告がなされる急激な採捕があった場合、各漁業者は漁業協同組合へ電話等により採捕の数量報告を行う。報告を受けた漁業協同組合は、電話や電子メール等により鹿児島県庁担当課へ連絡する。本県は、各漁業協同組合との連絡体制(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡体制を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は、以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該漁業協同組合は所属組合員に対し、報告基準を超える採捕があったことを周知する。</li> <li>県若しくは当該漁業協同組合の割当量の残量が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を実施する。</li> </ul>
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該漁業協同組合は所属組合員に対し、報告基準を超える採捕があったことを周知する。</li> <li>県若しくは当該漁業協同組合の割当量の残量が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の解放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛を実施する。</li> </ul>

(4) 本県は、1日0.1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

## 2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

## 3 採捕抑制措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導及び勧告を内容とする以下の採捕抑制措置を本県の漁業者等に対し講じるものとする。

### (1) 漁船漁業等

- ・漁業者は生存個体は全て放流する。
- ・漁業者はくろまぐろの採捕は混獲のみとし、1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げる。
- ・本県はこれらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

### (2) 定置漁業

- ・漁業者は生存個体は全て放流する。
- ・漁業者は操業開始前に目視等によりくろまぐろの入網が確認される場合は、休漁する。
- ・本県はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

## 4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

### (1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、県ホームページ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

## 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

### 1 採捕の停止命令について

#### (1) 第2の知事管理量

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

#### (2) 第3の採捕の種類別又は期間別の数量

本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

#### (3) 全国数量、漁船漁業等の広域管理量又は定置漁業の共同管理量

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

### 2 その他採捕の停止命令に関すること

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者に対し、管下の漁業者と同様に命令をするものとする。また管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、管下の遊漁者、遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。